

参考

なお、平成29年4月1日に下記についても改正しています。

主な改正

1. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適用条件の変更

総合評価落札方式の場合は、低入札価格調査制度を適用します。

2. 価格据置型総合評価落札方式の導入

入札価格が一定の価格（据置価格）を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を据置価格に置き換えて評価値を算出します。据置価格は名古屋港管理組合低入札実施要領に定められた基準価格です。据置価格（基準価格）を下回る入札をしたものが、低入札価格調査を経て落札者となった場合は、入札価格が契約金額となります。

3. 評価項目や配点の追加・変更

配置予定技術者の能力

- ・土木工事（PC、鋼構造物、塗装、設備系工事）及び建築関係工事においてもCPD実績を評価します。
- ・土木関係工事（PC、鋼構造物、塗装、設備系工事は除外）・広域型のCPD実績の配点を変更しました。

地域精通度・地域貢献度

（愛知県内での施工実績）

- ・土木工事・地域型でも愛知県内での施工実績を評価します。
- ・建築関係工事・地域型の愛知県内での施工実績の配点を減らしました。

（災害協定等の締結の有無）

- ・土木工事（PC、鋼構造物、塗装、設備系工事）において本組合との協定等の締結の有無を評価します。
- ・建築関係工事において応急修理等の締結評価対象団体を現在の4団体（愛知県、愛知県住宅供給公社、名古屋市、名古屋市住宅供給公社）に本組合を加え、5団体とします。

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>－入札・契約－建設工事・設計・測量・建設コンサルタント等－要綱）に掲示してあります。